

議案第 11 号

栗山町第 6 次総合計画の一部変更について

栗山町第 6 次総合計画（平成 27 年 1 月 28 日議決）の一部を次のとおり変更したいので、栗山町自治基本条例第 25 条第 3 項、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例第 12 条第 1 項及び栗山町議会基本条例第 8 条第 1 号の規定により本議会の議決を求める。

栗山町第6次総合計画〔変更〕

※対象事業のみ抜粋

政策区分	変 更 前			変 更 後		
Ⅱ 教育 (9頁)	(1) 学校教育			(1) 学校教育		
	施 策	計画事業	(参考：事業概要)	施 策	計画事業	(参考：事業概要)
				⑦栗山高校の魅力づくり	【新規】栗山高校生を対象とした資格取得支援を行います。	語学・簿記・パソコン検定など就業機会の拡大及び学力・能力向上が見込まれる資格取得経費の一部を助成

政策区分	変 更 前			変 更 後		
Ⅳ 産業 (27頁)	(2) 商工業			(2) 商工業		
	施 策	計画事業	(参考：事業概要)	施 策	主要事業	(参考：事業概要)
	①商工業の振興	【新規】栗山高校生を対象とした資格取得支援を行います。	語学・簿記・パソコン検定など就業機会の拡大が見込まれる資格取得経費の一部を助成	①商工業の振興		